

耐震改修補助金（除却）に係る国交付金の算定誤り について

耐震改修補助金（除却）に係る国の交付金（社会資本整備総合交付金）の交付率について、誤った解釈に基づいて国交付金の算定を行っていたため、国から交付金を過大に受けていました。

対象件数は令和 5 年度が 3 件、令和 6 年度が 7 件、計 1,552 千円となります。

■耐震改修除却工事に係る補助金について（社会資本整備総合交付金）

住宅の耐震改修補助金（除却）について、所有者の自己負担額を除いた対象事業費の一部を国が負担し、残りを県と市で半分ずつ負担して補助を行っています。

■算定の誤りについて

補助金の算定にあたり、次のとおり、誤りがありました。

県が示した算定方法

| | | | |
|-------------|---------------|---------------|------------|
| 国交付金 25% | 県補助金 12.5% | 市補助金 12.5% | 申請者負担(50%) |
|-------------|---------------|---------------|------------|

正しい算定

| | | | | |
|---------------|-------|---------|---------|------------|
| 国交付金 11.5% | 13.5% | 県 12.5% | 市 12.5% | 申請者負担(50%) |
|---------------|-------|---------|---------|------------|

↑ 返還国交付金

令和 5 年度及び 6 年度の耐震改修補助金（除却）について国交付金が過大に交付されたため、県との協議により、国への返還を行います。

■今後の対応について

補助金の交付を受けた皆様について補助金の返還を求めません。

令和 8 年度は、負担割合をこれまでと同様とする補助を継続します。なお、令和 9 年度以降については詳細が決まり次第、市ホームページで公表します。



〒392-8511 長野県諏訪市高島 1-22-30
長野県 諏訪市 建設水道部
都市計画課 建築住宅係
(担当) 金子、両角
電 話 0266-52-4141 (内線 269)
F A X 0266-52-8164
メール tokei@city.suwa.lg.jp